

認知症対応型共同生活利用契約書

事業者名 グループホーム あ い

株式会社 グレース

認知症対応型共同生活介護利用契約書

契約当事者の表示

利用者

氏 名

性 別 男・女 生年月日 明・大・昭 年 月 日
被保険者証番号
要介護状態区分 要支援2 要介護 1・2・3・4・5
要介護認定の有効期間 ~
被保険者証記載
の特記事項
(特記事項がない場合は斜線を引く)

認知症

診断名
診断医師名
診断年月日

利用代理人

氏 名

(利用者との関係 :)

指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者 (以下「事業者」という)

事業者名 株式会社グレース 代表取締役 後藤英夫
(認知症対応型共同生活介護事業者の指定番号 : No 0192902062)
事業所 (認知症対応型共同生活介護事業所、以下「認知症高齢者グループホーム」
略して「グループホーム」という)

事業所名 グループホーム 「あ い」

利用開始月 令和 年 月 日

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊厳を持って接するように努めます。

また、利用者、利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相互協力することを誓います。

第1条 (契約の目的)

事業者は、認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項に従って認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間と更新)

- 1 本契約の契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日は更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の7日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条 (身元引受人)

- 1 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。
なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。
- 2 身元引受人は、本契約に基づく利用者および利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要と認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第4条 (利用基準)

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ①要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③自傷行為の恐れがないこと
- ④常時医療機関において治療する必要がないこと

- ⑤本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

第5条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、利用者および利用者代理人と介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者および利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者又は利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、またどう計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用代理人に対し内容を説明します。

第6条（サービス内容及びその提供）

- 1 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
 - ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区別することなく、全体を包括して提供します。
 - ア 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ 日常生活上の世話
 - ウ 日常生活の中での機能訓練
 - エ 相談、援助
 - ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」の通り提供します。
- 2 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 3 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな介助に努めると共に、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。
- 4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況を把握するようにします。

第7条（医療上の必要への対応）

- 1 事業者は、利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認められた場合は、利用者の主治医又は事業者の協力両機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関との連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明記載の協力医療機関と連携をとっています。

- 4 その他、医療行為が必要と認められた場合の当施設の方針としては、重要事項説明書第7項の医療行為が必要と認められた場合の当施設の方針によります。

第8条（利用料の支払い）

- 1 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付サービスについて、別紙「重要事項説明書」の通りの利用料等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として保険者支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます。（以下「法定代理受領サービス」という）。
- 3 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月10日までに、前月の利用料等（居室の提供料（家賃）は含まない）及び翌月の居室の提供料（家賃）の請求書を送付します。
請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- 4 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等の支払いを当月30日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 5 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収証を発行します。

第9条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は利用者代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第10条（利用者及び利用者代理人の権利）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関し以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大原意発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口は重要事項説明書に記載しています）
- ⑪ 利用者及び利用者代理人はサービス提供記録をいつでも閲覧することができること。

第 11 条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関し以下の義務を負います。

- ①利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
- ②他の利用者やその他の訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと

ただし、利用者または利用者代理人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うこと拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるべきすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

- ④事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り検査について利用者及び利用者代理人は協力すること

第 12 条（造作・模様替え等の制限）

- 1 利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は利用者代理人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。
- 2 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第 13 条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ①要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合
- ②利用者が死亡した場合
- ③利用者又は利用者代理人が第 14 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④事業者が第 15 条に基づき本契約の介助を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき
ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は利用者代理人と事業者の協議の上、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。
- ⑥利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

第 14 条（利用者の契約解除）

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも 60 日の予告期間をおいてこの契約を解除することができます。

第 15 条（事業者の契約解除）

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合には、適切な予告期間

において、この契約を解除することができます。

但し、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第2号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ①正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月分滞納したとき
- ②伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
- ③利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第16条（退去時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保険期間もしくは福祉サービス期間等と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

第17条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一、事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意又は重過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第18条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族、利用者代理人などに関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第19条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、旭川地方裁判所を持って第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用代理人、事業者はあらかじめ合意します。

第20条（契約に定めのない事項）

この契約に定めない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議の上、誠意を持って処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を式通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その壱通を保有します。

令和 年 月 日

利用者 (住所)
(氏名) 印

利用者代理人 (住所)
(氏名) 印

身元引受人 (住所)
(氏名) 印

事業者 (所在地) 旭川市川端町4条7丁目4番23号
(名称) 株式会社グレース
代表取締役 後藤英夫 印

重 要 事 項 説 明 書

事業者名 グループホーム あい

株式会社 グレース

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業主体概要

事業主体名	株式会社 グレース
法人の種類	株式会社
代表者名	代表取締役 後 藤 英 夫 T e l 0 1 6 6 - 5 1 - 9 7 6 5 F A X 0 1 6 6 - 5 5 - 9 7 6 5
資本金（出捐金）	3 0 0 万円
法人の理念	グループホームで働くすべてのものは、認知症によって自立した生活が困難になった方々の安心と尊厳のある生活を守るために力を尽くすことに使命感と誇りを感じ、利用者のプライバシーを守り、常に公平に接し、利用者の利益を守ることを第一に考えグループホームに対する社会の信頼性を高め、ひいてはグループホーム事業の存続と発展に資するものと信じ、認知症になっても住み慣れた町で普通の生活を続けることができる、明るい長寿社会づくりに役立つような環境等の施設を実現することを理念とする。
他の介護保険関連の事業	通所介護・訪問介護
他の介護保険以外の事業	有料老人ホーム

2 ホーム概要

ホーム名	グループホームあい
ホームの目的	株式会社グレースが開設するグループホーム「あい」が行う認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の認知症対応型共同生活介護従業者が、要介護者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護事業を提供することを目的としている。
ホームの運営方針	指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化防止の予防に資するよう、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
ホームの責任者	管理者 1ユニット 池本 竹美 2ユニット 菅野 均
開設年月日	1ユニット 平成14年 10月 1日 2ユニット 平成18年 3月28日
保険事業指定番号	No.0192902062
所在地、電話・FAX番号	北海道旭川市川端町4条8丁目2番18号 (電話) 0166-55-6501 (FAX) 55-6521
交通の便	旭川電気軌道・バス停（北門町 9丁目） 下車徒歩5分 旭川電気軌道・バス停（川端3・8丁目） 下車徒歩3分

敷地概要（権利関係）	北海道旭川市川端町4条7丁目4番23号 株式会社グレース
------------	---------------------------------

建物概要	構造：鉄骨造2階建 木造 地上1階建 延床面積：590.41㎡
居室の概要	1ユニット Aタイプ：洋室1 14.27㎡（物入別1.43㎡）1室（1人室） Bタイプ：洋室2 13.64㎡（物入別1.43㎡）1室（1人室） Cタイプ：洋室3,6, 10.23㎡（物入別1.72㎡）3室（1人室） Dタイプ：洋室4,5,7,9 10.08㎡（物入別1.72㎡）4室（1人室） 2ユニット Aタイプ：洋室1 9.92㎡（物入別1.05㎡）1室（1人室） Bタイプ：洋室2 10.14㎡（物入別1.05㎡）1室（1人室） Cタイプ：洋室3 10.96㎡（物入別1.05㎡）1室（1人室） Dタイプ：洋室4～6 11.18㎡（物入別1.72㎡）3室（1人室）
共用施設の概要	1ユニット ●居間兼食堂（多目的ホール）51.50㎡ ●台所 10.23㎡ ●浴室 4.46㎡（ユニットバスバリアフリータイプ2.0人用） *脱衣所・洗濯室3.38㎡ *便所A（身障者用）6.77㎡1階 *便所B4.83㎡ 2階（シャワールーム共）エレベーター ●生活相談室兼事務スタッフルーム 10.23㎡（オフィス） 2ユニット ●居間兼食堂（多目的ホール）45.98㎡ ●台所 4.97㎡ ●浴室 4.97㎡（ユニットバスバリアフリータイプ2.0人用） *脱衣所・洗濯室 2.85㎡ *便所A（身障者用）3.68㎡ ●生活相談室兼事務スタッフルーム 4.14㎡（オフィス）
緊急対応方法	利用者が日常及び夜間等において緊急的に急病が発生した場合は提携医療機関に連絡、手配し対応する。 各室インターホン設備による緊急時対応
防犯防災設備	自動火災通報装置により消防署に自動通報設備完備
避難設備等の概要	自動火災通報装置により消防署に自動通報設備完備 煙感知器による火報設備、スプリンクラー式消火設備 消火器
損害賠償責任保険加入	東京海上火災保険

3 職員体制（2ユニットの主たる職員）

【1ユニット】

職員の職種	員数	常勤		非常勤			研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1人		1			介護福祉士	認知症介護実務者 研修【基礎課程】
計画作成担当者	1人		1			介護福祉士	認知症介護実務者 研修【基礎課程】
介護従業者	10人	2		8		2級ヘルパー 介護福祉士	

【2ユニット】

職員の職種	員数	常勤		非常勤			研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1人		1			介護福祉士	認知症介護実務者 研修【基礎課程】
計画作成担当者	1人		1			介護福祉士	認知症介護実務者 研修【基礎課程】
介護従業者	7人	3		4		2級ヘルパー 介護福祉士 介護支援専門員	認知症介護実務者 研修【基礎課程】

4 勤務体制【2ユニットの勤務体制】

【1ユニット】

昼間の体制	早出勤務	7:30~18:00	1人
	日勤勤務	9:00~18:00	1人
	遅出勤務	10:30~19:30	1人
夜間の体制	1人	宿直・夜勤の別	夜 勤

【2ユニット】

昼間の体制	早出勤務	7:30~18:00	1人
	遅出勤務	10:30~19:30	1人
夜間の体制	1人	宿直・夜勤の別	夜 勤

5 利用状況（令和 年 月 日現在）

【2ユニット合計】

利用者数	1ユニット	9人	2ユニット	9人	定員18人	
要介護別	要介護1：	人、	要介護2：	人、	要介護3：	人
	要介護4：	人、	要介護5：	人、	要支援2：	人

6 ホーム利用に当たっての留意事項

- ・ 面会時間は午前10時00分から午後8時00分までです。
上記時間以外に必要な場合は、ご相談下さい。
- ・ 門限は午後9時00分までです。
上記時間以外になる場合は、ご相談下さい。
- ・ 外出、外泊はご家族と相談して決定します。
なお、単独での外出は、その時の体調や天候などにより制限させて頂くことがありますので御了承下さい。
- ・ 持ち込みは最低の生活必需品はご用意願います。
(ライター・刃物等は火災や危険防止のため施設側で管理させていただきます。
また、衣類寝具にはっきりと記名させていただきます。)
- ・ 火災防止のため、仏壇などには原則として火気の仕様を禁止しておりますので、ろうそく等は使用できませんが、電気により点灯するものは許可しています。
- ・ ベッド・カーテン等（防災仕様のもの）は各自がご用意願います。
- ・ その他利用契約に基づく

7 入居中、医療行為が必要と認められた場合の当施設の方針

当施設の入居は、基本的には最後の時まで過ごしていただくことです。

しかし、疾病や健康上の理由で医療的な処置が必要になる場合があることも事実です。

もし、医療行為が必要になった場合でも家族の方が望まれ、かつ条件が満たされるなら、当施設で生活していただくことは可能です。

当施設は介護職員で入居者の皆様の介護に当たっておりますので、医師や看護師が在籍しておりません。

よって入居者の皆様に対して、法律上医療行為ができないのが実情です。

医療行為は基本的に医師や看護師の他に入居者の皆様の家族でも認められておりますので、ご家族のご協力をいただいたり、看護師を派遣していただく方法、又は両方を合わせて行っていただく方法があると考えています。

具体的に考えられる医療行為として、

- ・ 糖尿病などで使用するインスリン注射
 - ・ 胃ろう（流動食を含む食物などを呑み込めなくなった場合に胃から直接栄養物を注入する行為）
 - ・ 導尿（尿道に管を入れ排尿する行為）
 - ・ 吸引（のどに痰が絡んだとき吸引器で吸引する行為）
 - ・ 褥瘡などの創処置（床ずれなど）
 - ・ 在宅酸素
 - ・ ストマ（人工肛門など）
- 等が挙げられます。

上記に関する処置は医師や看護師など有資格者しか認められておらず、当事業所では対応しかねますが、入居者のご家族の方が処置する分については法律上問題がないとされ、処置が認められておりますので、ご家族の方の対応や医療機関の依頼により引き続き入居可能となります。

当施設と医療機関、ご家族が話し合い納得した上で入居者の方に最善の方法を検討したいと考えています。

8 サービス及び利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等、日常生活上の世話、日常生活上での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に 応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。但し、入居後30日に限り、下記金額に1日あたり30円 増しになります。
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を伏して事前に連絡されます。
居室の提供（家賃）	28,000円／月 （1室）
食事の提供	1,200円／日 食事代は、食材を発注する都合があるため、入院や外泊する日の 1週間前までにご連絡ください。また、外泊、入院などで不在に なる場合、1日3回の食事のうち1食でも食事された方は1日分の食 費を請求させていただきます。
水道・光熱費	28,000円／月
冷・暖房費	4,000円／月 年間 48,000円 冷・暖房費は、1年間の冷房費・暖房費の電気代金、灯油代金等48000 円を均等に12ヵ月で分割にした金額が月額となります。 なお、長期外泊、入院される場合でも利用者不在中の居室のみ冷 ・暖房を停止する事は出来ませんので、冷・暖房費は請求させて いただきます。
レクリエーション費	実費
個人消耗品の費用	個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。
その他	入居期間中に起きた場合の居室の汚れ、損傷等は修繕費用を実費 請求させていただきます。（経年劣化を除く）

【基本料金】

1日あたりの自己負担分（生活保護世帯の自己負担はありません）

要支援2	748円
要介護1	752円
要介護2	787円
要介護3	811円
要介護4	827円
要介護5	844円

◎初期加算 1日/30円

入居後30日間に限り加算されます。

◎若年性認知症受入加算 1日/120円

若年性（満65歳の誕生日の前々日までの方が該当）認知症の方やその家族に対する支援を促進する観点から、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供します。

◎医療連携体制加算 1日/39円

なじみの関係の中で安心して暮らしておける認知症の方が、希望すれば重度化しても終末期であっても、グループホームでの生活ができるだけ継続できるようにするため医療機関と連携し、週1回程度、看護師が定期訪問しバイタルチェックや日常的な健康管理や相談ができるための制度を導入していますので全員の方が対象です。

◎サービス提供体制強化加算 1日/6円

同一の事業所において長期3年以上勤務している職員が全体の30%以上在籍している場合に適用されます。

介護の業界は低賃金などの理由から職員が長期的に安定して稼働している事業所は少ないのが現状ですが、そのように職員が安定して長期に渡り稼働することにより質の高い介護サービスを提供する事業所に介護保険料の加算処置が認められ、さらなるサービス体制の充実や強化を図ることを目的としています。

職員の退職などにより上記体制を維持することが困難になった時は、加算が適用されませんので、直ちにサービス提供体制強化加算分の利用料を値下げいたします。

◎認知症ケア専門加算 1日/3円

一定の基準を満たした認知症に対する専門知識を有する職員を配置し、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の入居者が50%以上の場合に適用されます。

◎看取り介護加算

死亡日以前4～30日 1日/144円

死亡日前日及び前々日 1日/680円

死亡日 1日/1,280円

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された場合、訪問介護事業所等の連携により看取りを行った場合に加算されます。

◎介護職員処遇改善加算

介護保険料の1割負担に11.1%を乗じた金額

◎特定処遇改善加算

介護保険料の1割負担に2.3%を乗じた金額

9 協力医療機関

協力医療機関名	医療法人 藤井病院：丸山歯科医院 医療連携体制契約医療機関 あおぞらクリニック
協力医師	氏名：小原 敦史 常勤・非常勤の別：常勤 訪問頻度：随時 氏名：丸山 龍雄 常勤・非常勤の別：常勤 訪問頻度：随時 氏名：菊地 一也 常勤・非常勤の別：常勤 訪問頻度：随時

10 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：グループホームあい 担当 菅野 均 池本 竹美 受付時間 平日の午前9時00分～午後6時00分まで
外部苦情申し立て機関 (連絡先電話番号)	旭川市社会福祉協議会内 旭川市明るい福祉施設をつくる運営協議会 住 所 旭川市5条通り4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階 電話番号 (0166) 23-0742 F A X (0166) 23-0746 北海道国民健康保険団体連合会 住 所 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館 電話番号 (011) 321-5161

令和 年 月 日

(事業者)

株式会社 グレース
代表取締役 後藤 英夫

住 所 旭川市川端町4条7丁目4番23号

説明者名 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利用者)

住所
氏名 印

(利用者代理人)

住所
氏名 印

(身元引受人)

住所
氏名 印

グループホーム「あい」の倫理綱領

私たちグループホーム「あい」で働くすべてのものは、認知症によって自立した生活が困難になった方々の安心と尊厳のある生活を守るために力を尽くすことに、使命感と誇りを感じています。グループホーム「あい」の利用者は自分で自分を守ることが難しくなっておられます。また、介護サービスは、利用者のプライバシーを守るため、人目に触れない形で提供されるという特性を持っています。それだけに、グループホーム「あい」で働く私たちは常に公正でなければならないと自覚しています。

私たちは利用者の利益を守ることを第一に考え、自らの行動の規範として以下の倫理綱領を守ることを誓います。このことは、利用者の安心と尊厳のある生活を守ると共に、グループホーム「あい」に対する社会の信頼感を高め、ひいてはグループホーム事業の存続と発展に資するものと信じます。

認知症になっても住み慣れた町でふつうの生活を続けることができるグループホームが、多くの地域で生まれ、明るい長寿社会づくりに役立つようにしたいという私たちの夢が実現することを心から願っています。

- 1 私たちは、利用者を個人として尊重し、プライバシーを守り、安心と尊厳のある生活を実現するように努めます。
- 2 私たちは、利用者が主体的な決定を行えるよう支援し、その決定を尊重します。
- 3 私たちは、利用者が安らぎと自信を感じることができ、かつ安全と衛生が保たれた環境で生活ができるよう援助します。
- 4 私たちは、利用者がその能力を最大限に発揮できるように努め、適切な介護を継続的に行うと共に、適切な医療が受けられるよう援助します。
- 5 私たちは、利用者が家族や大切な人との通信や交流がはかれるよう支援し、個人の情報を厳重に守ります。
- 6 私たちは、グループホームを地域に開かれたものにするとともに、利用者が地域社会の一員として生活することを支えます。
- 7 私たちは、暴力や虐待および身体的精神的拘束を行いません。
- 8 私たちは、いかなる理由においても差別は行いません。
- 9 私たちは、苦情を前向きにとらえ、職員チームが一体となってよりよいサービスにつながるよう努力します。
- 10 私たちは、この事業の社会的責任を認識し、介護サービスに携わる者としての研鑽に努めるとともに、健全な運営によってサービスの継続性を確保するよう努力します。

認知症高齢者施設グループホームあい

グループホーム「あい」利用者の権利

グループホームは、認知症によって自立した生活が困難になった方々に対して、安心と尊厳のある生活を営むことを支援するためのものです。それは、家庭的ななじみのある環境、少人数の親しみのある人間関係、あるがままを受け入れる温かい雰囲気、それまで慣れ親しんできた生活の継続と残された能力をできる限り活かした生活の組み立てによってもたらされます。

グループホームの利用者には、認知症についての正しい理解及び介護サービスについての専門的な知識と技術を持つ職員チームによって、一人ひとりの状況と希望に合わせた適切な介護サービスを受ける権利があります。

グループホーム「あい」は、利用者が当然持つものとして、下記の10の権利とサービス提供者が守るべき10の倫理綱領を表明します。本施設を携わるすべての者は、これらを尊重し守ることを誓います。

また、利用者とその家族が権利を行使することによって、いかなる不利益を受けることがないことも併せて宣言します。

利用者とか続投は以下の権利を事業者に対して主張することができます。

- 1 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
- 2 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重される権利
- 3 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
- 4 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
- 5 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
- 6 家族や大切な人との通信や交流が保たれ、個人情報を守られる権利
- 7 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
- 8 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利
- 9 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別も受けない権利
- 10 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利

認知症高齢者施設グループホームあい

面会予定者記入用紙

令和 年 月 日

利用者氏名

記入者氏名

面会予定者氏名	年齢	住 所	続柄
		連絡先	

施設管理上、外部からの面会者については各出入りに「施設訪問者記入表」をおいて、利用者様に面会に訪れた方の住居氏名等を記載していただいておりますが、未記入あるいは記載漏れが多いことから、面会予定者を把握する為に何とぞご協力下さい。

また、上記の表に記載された方であってもご面会される場合は「施設訪問者記入表」に記載していただきます。

グループホーム「あい」入居時必要書類および費用

- | | | |
|----|----------------------------------|--------------------|
| 1 | 利用契約書 | 2通
(1部は家族の控えです) |
| 2 | 重要事項説明書 | 2通
(1部は家族の控え) |
| 3. | 利用者(契約者)本人、利用者代理人
および身元引受人住民票 | 各1通
(3ヶ月以内のもの) |
| 4. | 面会予定者記入用紙 | 1通 |
| 5. | 第三者への情報提供同意書 | 1通 |
| 6. | 診断書(認知症と診断されているもの) | 1通 |
| 7. | 重度化対応・終末期ケア対応方針 | 1通 |

以上